

**NITE-CHRIPの利用状況及びニーズを踏まえた情報連携（J-CHE
CKとの連携を含む）に関する調査の受託者の公募**

提案書作成要領

独立行政法人製品評価技術基盤機構

提 案 書 作 成 要 領

独立行政法人製品評価技術基盤機構（以下「NITE」という。）化学物質管理センターでは、化学物質管理に関する国内外の法規制情報や有害性に関する情報など、化学物質管理に必要な情報について、化学物質総合情報提供システム（以下「NITE-CHRIP」という。）を通じて提供しています。これは、化学物質管理に関係する省庁や法令が多く、情報が分散し複雑であるため、事業者がそれらを網羅的に理解し、各法令情報の収集とそれらの対応を行うためには高度な知見と多大な労力を要することから、NITE においてそれらの情報を一元化し、簡便な検索ツールとともに整備・提供することによって、事業者の負担軽減や適正な化学物質管理の促進を図ることを目的として実施しているものです。また、NITE では化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）に係る化学物質の安全性情報の発信基盤の充実・強化のため、化審法データベース（J-CHECK）の運用も行っております。

本委託業務では、情報基盤整備に関する調査の一環として、（１）NITE-CHRIP と J-CHECK のシステム統合を含む両システムの連携にむけた準備としての調査、（２）事業者等から NITE-CHRIP に求められている Application Programming Interface（API）連携機能に関する調査、及び（３）NITE-CHRIP 等の利用状況、ニーズ等に関する調査を行います。本業務は、今後、NITE-CHRIP の改修を行う際の要件定義を検討する判断材料を得ることを目的としています。調査結果から、NITE-CHRIP の改修方針等を決定することが可能となり、行政及び事業者から求められている化学物質管理のための情報基盤が構築可能となります。

本業務に当たっては、迅速かつ網羅的な情報の収集が必要であることから、委託によって行うこととします。

そのため、受託を希望される方は、次の要領に従って提案書（企画書等）を提出してください。

1. 応募者資格

次の条件を全て満たす企業、業界団体、公益法人等とします。

（１）委託事業に関する提案内容が、次のイ、ロ、ハに適合していること。

イ 当該業務の目的と合致していること。

ロ 当該業務の実施方法等が優れていること。

ハ 当該業務の実施に係る経済性が優れていること。

（２）当該委託事業の実施に十分な経験（実績※）を有すること。

（３）当該委託事業の実施に必要な設備を有していること。

（４）当該委託事業の実施体制が整っていること。

（５）当該委託事業の管理体制を有すること。

（６）経営基盤が確立していること。

※直近10年以内の化学物質管理に関する調査経験

2. 委託する業務の内容

NITE-CHRIPの利用状況及びニーズを踏まえた情報連携（J-CHECKとの連携を含む）に関する調査で、内容は別添１のとおりです。

3. 提案書（企画書等）の提出期限及び提出先

提出期限：令和７年１０月１日 １５時までに下記へ必着のこと。

提出先：独立行政法人製品評価技術基盤機構

企画管理部 財務・会計課（担当者：磯部 瑠衣）

〒151-0066 東京都渋谷区西原2-49-10

E-mail : n.tokyo-keiyaku@nite.go.jp

4. 提案書（企画書等）の様式

提案書（企画書等）の記載に当たって、別紙2記載例を参照してください。

また、提案書（企画書等）は、日本語で作成してください。

5. 提案書（企画書等）の提出

提案書（企画書等）は、原則、電子データとします。

6. 添付書類

提案書（企画書等）には、次の資料又はこれに準ずるものを添付してください。

(1) 経歴書又はパンフレット

(2) 直近の営業報告書又は決算報告書（1年分）

(3) 本委託と同種の官公庁又は企業の化学物質管理に関する調査等事業の実績（応募者資格となる「十分な経験（実績）」を満たしていることを示す過去の実績一覧）

- 化学物質管理に関する調査等事業の案件の名称
- 化学物質管理に関する調査等事業の目的・内容・実施期間
- 発注元（納入先） 等を記述すること。

7. 提案書（企画書）の受理

(1) 提出された提案書（企画書等）に不備がある場合は、受理できません。

(2) 提出された提案書（企画書等）を手渡しで受理した場合は、別添2 提案書受理票を提案者に渡します。

8. 提出された提案書（企画書等）に不備があった場合の取扱い

提出された提案書（企画書等）に不備があり、提出期限までに整わない場合は、当該提案書（企画書等）は無効とさせていただきますので御承知おきください。この場合でも、提案された書類は返却しません。

9. 秘密の保持

提案書（企画書等）その他の書類は受託者の選定のみに利用し、NITE内において厳重に管理します。

10. 受託者の選定

受託者の選定は、所定の手続に従います。

なお、受託者の選定は非公開で行われ、審査の経過等、審査に関する問合せには応じないこととします（審査の結果のみ、全ての応募者に通知します。）。

(1) 受託者選定に係る審査は、提出された提案書（企画書等）、添付書類等に基づいて行いますが、追加書類を求めることがあります。

(2) 提出された提案書（企画書等）は返却できませんのであらかじめ御了承ください。

当該委託契約及び内容に関するお問合せについては、原則電子メールで次までお願いします。（日本語のみ）

（お問い合わせ先）

独立行政法人 製品評価技術基盤機構

企画管理部 財務・会計課 担当者（磯部 瑠衣）

E-mail : g-keiyaku@nite.go.jp

TEL : 03-3481-1932

1. 委託事業の目的

仕様書 1. のとおり。

2. 委託事業内容

仕様書 3. ～ 8. のとおり

3. 業務期間

契約締結後から令和 8 年 3 月 23 日まで

4. 委託金額（公募又は随意契約の場合は記載）

1,650万円（消費税込み）

上記金額は予算上の限度額であり、審査手続の過程で減額する場合もある。

5. 報告書の著作権

独立行政法人製品評価技術基盤機構に属する。

6. 実績報告書

提出期限：令和 8 年 3 月 25 日

提出内容：報告書を電子媒体（Microsoft Wordファイル及びPDFファイル）にて提出すること。

提出部数：電子媒体（1部）

7. 受託者の選定

提出された委託事業内容に関する提案書（企画書）について、次の選考基準に基づき審査によって受託者を選定する。

選考基準

一 委託事業に関する提案書の内容が、次のイ.ロ.ハに適合していること。

イ 当該業務の目的と合致していること。

ロ 当該業務の実施方法等が優れていること。

ハ 当該業務の実施に係る経済性が優れていること。

二 当該委託事業の実施に十分な経験（実績）を有していること。

三 当該委託事業の実施に必要な設備を有していること

四 当該委託事業の実施体制が整っていること。

五 当該委託事業の管理体制（NITE外に不開示情報を持ち出して実施する案件の場合は情報管理を含む。）を有すること。

六 経営基盤が確立していること。

七 ワーク・ライフ・バランス等推進企業としての認定の有無

8. 提案書様式

別紙 2 のとおり。

9. 質問書

別紙 3 のとおり。

提案書受理票

(NITE宛て)
提案書受理番号

「NITE-CHRIPの利用状況及びニーズを踏まえた情報連携（J-CHECKとの連携を含む）に関する調査」
に対する提案書

(和暦) 年 月 日

名 称：○○○○○
代表者名：○○○○○
主所：〒○○ ○○県○○市・・

担当者：所属○○部○○課
役職○○○部（課）長
T E L
E-mail

提案書類チェックリスト

- ☐ 提案書 2部（正1部 写1部）
- ☐ 経歴書又はパンフレット
- ☐ 直近の営業報告書又は決算報告書（1年分）
- ☐ 過去10年以内に行った化学物質管理関連の調査又は同等の実績

切取り

割 印

提案書受理番号

「NITE-CHRIPの利用状況及びニーズを踏まえた情報連携（J-CHECKとの連携を含む）に関する調査」
に対する提案書
提案受理票

(和暦) 年 月 日

名 称
担当者 殿

貴殿から提出された標記提案は、受理されました。

独立行政法人製品評価技術基盤機構
企画管理部 財務・会計課